

# 太宰管内志

肥後之二

玉名郡 山鹿郡  
菊地郡

二七五三番

和書門			
二九六	二六	二	八
一	一	二	八
類	號	函	架
冊	冊	冊	冊

和書			
二九六	二六	二	八
一	一	二	八
類	號	冊	架
冊	冊	冊	冊

内閣文庫			
番號	和	29601	
冊數	82 ( 10 )		
函號	176	44	



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak









太宰管内志

肥後之二

○玉名郡

筑前人伊藤常足編録

明治十二年獻本

延喜式玉名郡肥後國王名郡あり。玉名ハ多末支奈ト訓和。

抄子肥後國王名多末伊奈トありハ例の音便なり。玉名郡の字トナリトありハ玉名郡事ハ次ト引

出玉名義ハハ考ハテ景行天皇紀ハ十八年六月癸亥。

自高來縣渡玉杵名邑時殺其處之土蜘蛛津頗焉丙子到阿

蘇國也肥前風土記ハ肥後國玉名郡云云三代實錄廿七卷ハ貞觀十七年六

月廿七日太宰府言大鳥二集肥後國王名郡倉上向西鳴群

書類從廿卷ハ天滿宮託宣記正曆三年十二月四日御託宣



云右大辨惟仲朝臣我家乃門生也。肥後國乃司止有志間尔  
為寺尔頗有用意。玉井名合志乃庄等事止毛其志有者。又歸  
京乃時尔毛奉幣志東舞等表奉供世志尤有信心。本其後毛  
猶有其志。仍天有加護云云。肥後軍記略小。天正七年云云。玉  
名郡高瀬住人。有動帶刀。去年病死。而其家已欲絶。依之小代  
住人。小代伊勢守山鹿住人。山鹿龙兵衛尉。關山住人。大津山  
河内守等相談。以菊池住人。隈部又三郎之二男。為有勤家之  
義子。令合帶刀。姪号之有勤。又太郎云云。ふとあり。山城國愛  
宕郡善正  
寺縁起子。釈迦堂子安置せり。釈迦年尔佛金銅の座像九寸  
余あり。此像いと肥後國玉名郡中村の漁人。此綱子掛る  
てあかれ。物かりといふなり。

肥後小鏡子。玉名郡南関古城。從熊本十一里。城主佐々陸奥  
守家臣生駒御子。加藤清正家臣加藤清兵衛。大友宗麟家臣  
大津山河内守助冬。同所新城同十一里。城主加藤美作守。和  
尔古城同九里。城主和仁勘解由。大田黒古城同八里。城主大  
津山河内守。拾丁。古城十里。邊春能登守。小代山。古城同九里  
半。小代八郎行平。万田古城十里半。小代八郎持城之由也。万  
田古城六里半。小森田又次郎。開田古城七里拾五丁。大野左  
馬介親祐。坂下古城八里余。カフラヤの  
ありなり洞間野太郎重里。  
坂下古城八里余。右同人城。下村古城六里半。筒嶽古城。荒  
居古城十里。笠原古城五里半。高道古城。赤崎古城八里。同書







よ。森氏早くわきまへあり。森氏ハ豊後國日田郡の人なり。

○足野神社

延喜式よ。玉名郡足野神社あり。足野ハ比支奴と訓べし。名

義いよぶ考へ。壹岐國壹岐郡ハ引野と云處ありて。可

太。比木太な。又續後紀九卷よ。承和七年七月庚子。以肥後國

玉名郡足石神預官社焉とあり。さて佐々軍記附録よ。足野

神社ハ今足野大明神といふ。書紀通證よ。足野神社ハ名石

國人云。玉名郡足野神社ハ。足野村ハ向り。社領五十石。

神官四人あり。其一と荒木氏とし。次を渡邊氏ニとし。次と

松尾氏と云。此社の祭一年兩度の大祭あり。二月上。七と。九

月十五日となりといへ。是き。な。此社。事委く聞正して記

し。に。子。不。く。な。ん。官。官。坂。負。康。を。い。ふ。な。り。又。あ。る。人。の

説。よ。足。野。神。社。ハ。玉。名。郡。高。瀬。の。内。ハ。あ。り。此。社。ハ。社。家。説。よ

波。比。幾。神。を。祭。る。よ。し。い。へ。り。い。り。あ。る。む。な。ふ。く。考。ふ

べ。き。こ。と。肥。後。小。鏡。小。玉。名。郡。中。村。足。野。明。神。社。領。五。十。石。按

社。在。立。願。寺。村。同。所。則。社。地。か。り。幸。丸。云。足。野。神。社。ハ。社。地。一

丁。四。方。計。か。り。社。ハ。南。ハ。向。へ。り。社。領。二。拾。石。元。祿。の。頃。國。主

より再真しむへりといふ。久敬云。足野神社早くより廢跡と

成て。社地分明あり。然るに。近世玉名郡大野庄ハ於て社

領五十石寄附あり。且本社拜殿等造立あり。又當社古來神

職由緒ある者四人と云ふ。社職ハ定め云云と。貞享元年



祈禱料として、米二十石と神納あり。

○長渚濱

風土記に、玉名郡長渚濱在郡西昔者大足彦天皇誅球磨贈於

還駕之時泊御船於濱肥前風土記高来郡件子也昔者經向

渚之行御船、左右遊魚之、棹人吉備國朝勝見以釣釣之、多有

所獲即献天皇、勅曰、所献之魚、此為何魚、朝勝見奏申未解其

名止、似鱒魚耳、歷御覽曰、俗見多物即云尔倍、尔倍サレ今所献魚

多有可謂尔倍魚、今謂尔倍魚其縁也とあり。已上叙紀子肥

載り、是は物多き事をニハサニと云みつきて、ニハノ魚

と云ふ名と多魚の意より出たりと云ふハ後人乃附會な

るべし、ニハノ魚のニハハ新饗の意あり別あり然るは和

名鈔子唐韻、鯁音免辨色立成云、仁倍一云、久智魚、名也と

あり、仁倍ハ此風土記の誤小因り負せらるる名なり、其ハ

長渚ハ、那何須と云ふべし、名義ハ、洲濱の長くさし出たり

處かゝり因て負せらるるなり。履仲天皇紀子長渚崎など云

さて年中行事歌合小云云、此歌ハ宇土郡長濱、件石の歌ハ

筑紫より腹赤魚奉るなり、昔ハ節會の御膳などよとや

て供下けり、や腹赤此喰様とて喰さし多と皆取渡し

て喰り、最面きはさきやり侍足、景行天皇の御時、肥

後國宇土郡長濱にて、此魚を釣て奉り、毎年の節會に

供すべき由、定置せらるるなり、元日子定置せられとも、遅参

の色を七日も奉るとぞ、腹赤とい鱒魚の事なり。書紀、書



中行事奏腹赤費下引官曹事類曰腹赤魚事肥後國風土記  
於長渚濱得之其名曰鱒麻須とあり初引風土記に  
似鱒魚を引くありてまぎらき説なり公事根元小景  
行天皇の御宇筑紫國宇土郡長濱にて海人は是を釣て奉る  
其後聖武天皇の御時天平十五年正月十四日太宰府より  
是を奉りて是よりして毎年の節會に供すべき由定置を  
多るなり腹赤とい鱒と申す魚事なり此外腹赤と云事の  
物見之多るハ三  
代實録二卷子天安三年正月戊午天皇不受朝賀諒闇也云  
云太宰府腹赤魚等附内侍奏申掃部寮式子太宰府腹赤  
魚筑後肥後兩國所進出其數隨得子江次第子元日宴會  
腹赤奏若違期不參七日奏之ち百練抄十卷小元曆元年  
正月一日辛卯節會不進腹赤費依西國賊乱也不源平盛  
衰記七卷子筑紫より腹赤使の上る事行程十五日など又  
えり又拾遺集物名子腹赤元輔みり此の若菜つり  
むすきとくの檜原のちして日數へぬれを言塵集子衣笠

右大臣りとの海ありて肥後小  
なれを腹赤の費より代名所方角抄肥後小  
宇土乃長濱ハ年中行事に筑後と見えり名處を當國  
あり腹赤御調此處より備ありなり長濱と  
筑後と  
云説ハ上り引掃部寮式の詞をどしよりしてゆく長  
くかかひあやまりうもをのなるべし筑後國子長柄  
御原郡内を海辺より幸丸云腹赤ハ高瀬より二  
里西北の海邊に腹赤村あり此村中景行天皇を祭る社  
あり女石宮といふ神躰ハ玉と釣針とを祭るといふ天明  
の頃肥前嶋原大災の時此社も津波に打崩されて流れ多  
そとをあやくも神躰の玉ハ海中に浮き出ると云此  
村古の玉杵名村あり云云今も六月十八國主より腹



赤鯛とて東武小奉らるといふ。此鯛を腹赤村の長洲といふ所にて釣て、濱にて其魚をやきて、その水と日小にして奉らるといふ。さて肥後國事蹟考證に、按るに年中行事歌合、公車根元等子、宇土郡長濱と記し、歌にも志あるものハ皆誤傳へらるなり。腹赤の事跡ハ今も玉名郡長洲に、腹赤村有て、景行天皇の御社あり、名石神社と云。井沢長秀云、腹赤ふ處あり、是天皇子供御を備へらる跡なりと云、腹赤村よ社と建て名石大明神と祭る。是を陸宮と云、景行天皇、皇子四人を四皇子と祝ふ。社地と四皇子山と云、景行天皇、妃日向、御刀媛を、沖洲に、石大明神と祝へり。是を沖社と云、書紀に、景行天皇十八年六月、高来縣より玉杵、彼楫人朝名邑小渡り、とあるハ、石の経歴の事なるべし。勝見が子孫代々相継て彼村に住り、此處の浦人今も小鯛

を焼て高物とに、腹赤鯛といへり。長秀云、古老説に昔長渚者有りて、景行天皇小魚を奉りたりと云、傳て今に云、肥後の名産のいとつな名、處の名よりして朝に献ずると腹赤、御贄と云、是を以て水にあなごちを、鱒も鯛も限らば、何魚もて此處にて釣らる魚を腹赤魚といふべし。鱒を用ふる事ハいまさきかば、又宇土郡なる長濱も渙地なれども、腹赤の事跡ハ此處にあり、風土記と證して、年中行事、公車根元等の説に、誤るるを弁ふべし。又云、吾先君忠利公當國を知らせし、初、腹赤魚を朝廷に捧賜ひし、阿野の大ちりちきと取持て申させ給ひし、かかどいふくめ、させぬ、あひとが、そのをりいぶ、これり、女奉書のお、ハ、肥後、少将より、そのの、進上候め、づ、く、お、が、め、さ、れ、候、あ、な、り、こ、こ、な、ど、あ、り、常、足、按、ず、る、に、長、中、参、ら、せ、候、よ、あ、な、り、こ、こ、な、ど、あ、り、常、足、按、ず、る、に、長、渚、長、濱、名、の、似、ら、れ、る、よ、因、て、年、中、行、事、歌、合、の、比、よ、早、く、誤



傳へ多るなるべし。さて腹赤ハ元より魚名ありを。後よそ  
地名ありも負せしむるなり。地名を元めて魚名ありも負せしむる  
と云ふ説どもいづれもいづれもひびくことなり。和名鈔ハ。鱧魚。辨  
色立成云。鱧魚。波  
良可音宣。今按所出未詳。本朝式用腹赤二字。又年中行事の  
哥よ。長濱よつれるもいづれもいづれも。幡愚童訓ハ早見河の流りて  
吐と洗ハせ玉ひし。其血ヲ飲ハ魚ハ皆下腹赤く成りり。  
今の世もいづれも腹赤と申り。なともありざるも肥後國  
名慶和哥と云ふもの。肥後國をいづれもいづれも川や其の里川長清  
腹赤ハ浦つゞきあり。と云事のもいづれもいづれも後世  
のさし。いづれもいづれもあけつらふ。と云事のもいづれもいづれも長須云。長須の  
草書長濱ハ似たり。と云事のもいづれもいづれも非あり。一説ハ  
腹赤よつてつゞき魚と申す。宇土よて献トあるなり。んともい  
へば。宇土と玉名と其境いづれもいづれも。且宇土長濱ハ魚  
地あり。何の故も宇土と云ふ。十余里と  
へて腹赤魚を求めむやといへるもいづれもいづれも。

○大水驛

延喜式ハ。肥後國大水驛馬。又大水傳馬あり。大水ハ於保美  
豆とよむべし。名義ハ。水ハ由ありて負せしむるべし。大隅國  
大水驛  
と云ふあり。ふかして地圖ハ因て按ずるハ。山鹿町より玉  
名郡を経て。山本郡ハ入る道筋の右方ハ。大清水村あり。是  
大水の驛。趾あるべし。今ハ山本郡よつけれど。昔ハ玉名郡  
内なりしなり。む。玉名山本二郡。堺あり。な。此驛を玉名  
郡内と定めしむるハ。和名鈔ハ。水。和名抄ハ。大水。事ハ次  
ハ。○江田驛  
延喜式ハ。肥後國江田。驛馬。又江田傳馬あり。江田ハ。衣多と  
よむべし。和名鈔ハ。上総國市原郡。名義ハ。いづれも考へ。江。日向  
江田。衣多。とあり。



埼郡江田神社と云も有地圖小因て按ずるも古小筑後方より南関と

通て今の熊本方より至る道筋玉名郡江田村又山本郡大

清水より當きりと見ゆ合志菊池山鹿三郡より出る水當郡の

中を流れて西方海より入るあり此川の南より江田村あり用

木日平二村を隔て山本郡に近し江田郷の事ハ次

○日置郷

和名鈔玉名郡日置郷あり日置ハ比於支と訓べし薩摩

置比於木なり其加藍関基記九巻より肥後列玉名郡紫陽山

外國々々多し

廣福禪寺者乃永平道元和尚六世孫大智禪師所開闢也禪

師名大智号祖継未詳其姓氏肥後州宇土郡人正應元年生

三歳尚不言父甚憂二月十五日携遊大慈寺謁大殿礼湿槃

像始言大慈和尚一見而曰此兒非凡流乃字之曰満十代九

師自幼聰明穎悟風神奇秀七歳入學内外典籍自能通曉尤

善詩文十七歳薙髮染衣既入京師謁諸山名徳宗門事業悉

皆洞徹二十四随高船入大元見名山尊宿益得機用云云本

列大守菊池武時公之子武重就玉名郡紫陽山創廣福寺延

為開山之祖附莊田若干頃以資僧糧遂成大禪窟大振洞上

之風四来雲衲惟恐後焉既而奏朝廷為官寺以為祝國大道

場也師道高德廣天下之衲子靡然向風丙午十二月十日化

去壽七十有七有法語偈頌行于世名義八日置姓の住りし



處なるべし。上田氏が説く。式小玉名郡正野神社あり。正野

人。和名鈔御名の事。よつきて。功をなせり。今ハなすきひと

長瀬氏云玉名郡日置郷今ハさる加なり。常足云。地圖

子因て按ずる。ハ代郡日置村あり。さるバ和名鈔の方誤

已て。玉名郡内ノ拳多なるべし。玉名とハ代と其間南北

場ノ事。入こきこえり。大正山。長瀬氏云。玉名郡

○為太郷

和名鈔子。玉名郡為太郷あり。為太ハ。韋多とよむべし。名義

いず。詳なり。比。の意。ハ井田。ハ。長瀬氏云。玉名郡為

太郷此地。今ハ詳なり。比。常足云。強て按ずる。地圖子玉名

郡北西子。井手村あり。為太の太を後世子子よりつゝ唱ふる

めてもあ。比。の三池ハ隣り。

○石津郷

和名鈔子。玉名郡石津郷あり。石津ハ。以之都と訓べ。和泉

鳥郡石津。以之。名義ハ。川原小石村。今ハ詳なり。比。常足強て按

多る。長瀬氏云。玉名郡石津郷今ハ詳なり。比。常足強て按

子玉名郡の中央ハ。石尾石貫の二村あり。これなど

○下宅郷

和名鈔小。玉名郡下宅郷あり。いづ。よむべき。志毛也。志毛

志毛也。長瀬氏云。玉名郡下宅郷。今ハ詳なり。比。常足云。







子大田村もあり、考ふべし。玉名郡と益城郡との間とあり。

○大水郷

和名鈔に玉名郡大水郷あり。地圖を按るに郡東山本郡内大水郷あり。此辺古の大水郷なるべきなり。委しく大水郷の件に云已考ふべし。

○江田郷

和名鈔に玉名郡江田郷あり。佐々軍記附録に玉名郡江田郷と云もあり。地圖に玉名郡江田村あり。委しく江田郷の件に云已考ふべし。山鹿郡山鹿町あり。此郡をへて山本郡に入る道筋ハ東にあり。當郡高瀬あり。

山本郡より道筋ハ西にあり。其山中に江田村あり。これを南に清水と通ハむ。江田村をこし西にあり。村より東にあり。一郷内なるべし。廣き事なれを。今の江田郷。東にあり。江田五郎とあり。是とハ別り。考ふべし。

○石貫神社

肥後小鏡に玉名石貫神社領三石五斗とあり。此社ハ玉名郡石貫村にあり。

○大津山関

平家物語 卷に壽永二年八月十七日。平家筑前國御笠郡太宰府にこと着給へ。菊池次郎高直ハ初より平家の御供に候ひける。大津山関あけて参らせむとして。肥後國に打



越おのれが城より籠めてめせどもめせども参らば云云。源平  
盛衰記 卷もも同趣ありあり。東鑑十卷より関、四郎、同書  
廿四卷より関、九衛門尉政綱とあるは是とい別々考ふべし。  
九筋軍記小。天正の頃、肥後國士大津山河内守、関信濃守が  
領内より云云。名處和歌手引と云々のよ。

肥後國万里杜より西よりある龍瀬川やよりりせの関  
なごあり。長瀬云。万里杜。龍瀬川。扶桑紀勝五卷より。肥後國南  
関ハ筑後、堺なり。大津山、関とも云。平家物語より出づ處是な  
る。是より熊本へ十一里あり。長瀬氏云。松風、関ハ玉名郡大  
津山よりあり。肥後筑後二國の堺の山乃切通のやうなる處  
を今背戸口といふ。是古の松風、関、趾なり。を肥後國内な

るを。故有て乱世の比より筑後よりつけり。此関山を隔て南  
を南、關と云。肥後國よりつきて今も関あり。古の松風、関より  
り。北を北、関と云。筑後の内なり。常足云。和漢三才圖會より  
里救。必。三里瀬太賀。三里南、関。五里山鹿。六里熊本。とも  
て。今も官道の筋なり。式の比より此筋をとわりしなり。

○高瀬

東鑑六卷小。文治二年正月十一日。高瀬庄、事不可交。武家沙  
汰之由。雖被仰下。北條殿注所存於折紙。被付帥中納言云云。  
高瀬庄、事雖令究。濟兵糧米候。於地頭惣追補使。被補候畢。但  
於狼藉者可令停止候也。九筋軍記。永祿十一年十一月十



四日立花合戦の件は高瀬兵部少輔とあるは此處の人ら  
治乱記は天正七年云々肥後國高瀬住人有勤帶刀去年病  
死して男子なきのりり此を其家にて小絶むといひ同國小代  
住人小代伊勢守山鹿住人山鹿左兵衛尉閑山住人大津山  
河内守等相談して同國菊地住人隈部又三郎が二男を有  
勤帶刀の姪を合せて彼家につがせて有勤又太郎とぞ申  
り治乱記は天正十三年島津家より有馬枝の兵船肥後  
高瀬浦小吹よせらる事あり是といひ別り  
海東諸國記は肥後列云々武教丁七年以武磨称名使人来  
朝以遠處不緊人不接待丁亥年改名武教来賀觀音現像書  
稱肥後品高瀬郡藤原武教菊池殿族親為其管下居高瀬又

圖書編は達加什又武備志は哈家什などあるは肥後  
國件は之を多しうて此書とていづれ七かゝるを引  
出せし廣りて人のもて書なれを去りて引出  
つ高瀬は多加勢とむべし名義は川瀬に依て負せし  
べし高瀬町をふち菊池川さうて道中細見記は南関四里  
高瀬里高橋里川尻とあり又地圖は玉名郡高瀬町あり  
なもち官道の筋あり海東諸國記高瀬郡  
○硯川  
肥後國名處和歌集と云々あり  
肥後國墨摺川や硯川長渚腹赤はうづきなり  
車跡考證は硯川玉名郡ありと見えあり常足云歌のさ



ま地理圖とを以考ふれを。硯川の菊池川の北なる流を  
云名と聞えり。長洲村原加村其川の南北あり。其川と  
云ハ硯川の又  
の名なるべし。

○山鹿郡

延喜式。肥後國山鹿郡あり。和名鈔。肥後國山鹿。夜万加  
とあり。名義ハ。佐々軍記附録。温泉記云。延暦九年山鹿郡  
平山。温泉涌出云云。湯由来記。古山中。鹿此處より來りて  
身を暖むるを見て。始て土人其温泉なる事を志す。因て郡  
名を山鹿と号くと云。朝鮮海東諸國記。肥後列有温泉  
郡とあり。其の事云々。其の事云々。其の事云々。其の事云々。  
不さす。あはれど。かくて郡の大様ハ。和名鈔。山鹿郡。來民。

著入。温泉。小野。夜閑。朽納。津村。神西。緒線。伊智。己上十清政記  
郷なり

山鹿郡。三万五千四百五石三斗四合三勺。寛知集。山鹿

郡。四十四村。村名帳。四十二村。肥後小鏡古城。山鹿郡城村。古城

從熊本。七里十一丁。城主隈部。但馬守親永。一説鎮永。同式部

大輔親安。一説小菊池家。臣城代。在城。永野古城。八里

右同入。米山。古城。九里。隈部。但馬守。上内田。島草。古城。九里。余

右同人。下内田。古城。同後城。長野城。富田。伊豫守。同

書山。名件。山鹿郡。餅食峠。多久山。女岳。男岳。三國山。同書

川。名件。山鹿郡。國瀨川。鍋田川。矢谷川。多久川。なり。

あり。地圖。依て。按下。山鹿郡。東方。菊池郡。なり。















和名鈔山鹿郡朽納郷あり。朽納ハいづゝもむべきや。  
いすゞ考へば、朽納の誤りて、豊後國直入郡朽網郷の  
ありし混入ハたるハありぬ。其を上ト奉る来民  
つなを文字を異しして書きしなり。彼國の朽網郷事ハ  
弥ハありてニ處ハを出せるなり。風土記を初め、弘安圖田帳ハも見え、今の世もあつて、  
して、九十村ある郷なを、和名鈔ハもむべきもあつ  
ぬを直入郡件ハもむべきハ事ハのやぶれあるもあつ  
む。なハ下朽納駅ハの件もいふ。○津村郷  
和名鈔山鹿郡津村郷あり。津村ハ都牟良ともむべし。  
本印

和名鈔山鹿郡神西郷あり。神西ハ久麻勢ともむ。神稻  
マシ子と唱へ。又人、姓も神代とクマシロと唱ふ。村有。  
又筑後國御井郡神代と加きてクマシロと唱ふ。村有。  
是ハいづゞ考ふべきや。強ていふ。地圖山鹿  
郡ハ鹿野熊入村あり。是ハしある事なごもあつぬ。  
○神西郷  
和名鈔山鹿郡津村郷あり。津村ハ都牟良ともむべし。  
本印



緒線郷

和名鈔小. 山鹿郡緒線郷あり. 緒線いずゞ詳多し. 和名鈔  
以度須知とあり. 地名上田氏云. 山鹿郡緒線一本子緑線  
とあり. さて地圖小. 山鹿郡緑町あり是なり. 又思ふに線を組  
と誤るるもてあはく. 玉風土記小. 肥君等祖建緒組云云と  
云事又入多しといへり. 地名西小  
云事又入多しといへり. 地名西小  
云事又入多しといへり. 地名西小

伊智

和名鈔小. 山鹿郡伊智郷あり. 伊智ハ. 以知とよむべし. 和名義  
ハ市の義なりとや. 此郡七景行天皇の行幸の道筋ときこ  
ゆれむ志を留る玉へるなどありて志

り負せうりありとあがれり世も天子の皇  
居の辺なりてハ市とり小事ハなきあり. 筑前國那珂郡伊  
知郷と云事也. 此郷地も今ハさうなり.

朽納駅

クナハと云む日向國小三納即あり

延喜式小. 肥後國朽納駅馬. 又朽納傳あり. 此朽納の事ハ上  
朽納郷件も云々が如く. 如何もとも心得がしし. 朽納  
ハ網の誤りとも思へり. 式も二處とも納とあ  
る上. 和名鈔も納とあはく. 誤りもあはく. 豊後國の郷名  
のこゝに混入  
鈔と二かふいで. 和名是ハなき

菊池郡



延喜式子肥後國菊池郡あり。和名鈔子肥後國菊池。久々知  
とあり。名義いづゞ考へ以文武天皇紀子二年五月令太宰  
府繕治大野基肄鞠智三城。鞠智城事ハ後子云。さて上田氏  
云。續後紀子。承和七年藤原朝臣  
菊池麻呂あり。大系圖。類國史百七十三卷子。天安二年六月  
己酉。肥後國菊池城不動倉十一宇火。三代實録二十七卷子。  
貞觀十七年六月二十日。太宰府言。群鳥數百噬拔菊池郡倉  
舍青草。佐々軍記附録子。菊池略傳云。延久二年。左近將監藤  
原則隆。菊池郡を賜はりて下向し。同郡深田村子城を築て  
住也。是を菊池の城と號凡。故子菊池を以て稱號と凡。十六代武  
隈府子至て同郡を築。又古今城主考子。菊池郡隈府古城ハ。後三條

院延久四年。或二大将監則隆。當國子下向し。菊池領主とな  
る。是を菊池始祖と凡。則隆九勅軍記子。小一條の関白忠平  
公六代の孫。大夫將監則隆とあり  
ハ中。関白藤原道隆公四代の後胤なり。則隆子経隆を菊  
池二代と稱云云。柔くハ初。件子引也。廿五代菊池右兵衛佐義武子  
至て。菊池家絶り。島隱漁唱上卷子。文明下酉菊城客舍上  
丁。日觀孔廟春祀之盛礼。詩曰。  
太平奇策至誠中。春奠賁筵陪洋宮。泗水吹添菊潭碧。塞  
雲深出杏壇紅。一家有政九品化。万古此文四海同。絃誦  
未終花欲暮。香烟撲袂畫簾風。  
關府緇素詣洋宮。各献詩文。或献歌詠。緇即某有詩。求和仍次



韻

千百年先集大成道從之者致昇平神壇布瑞花如雲人

踏白櫻桃下行

とあり島隱漁唱ハ桂庵の作なり桂庵ハ禪僧なり應仁の

頃嶋津家の招よりて薩摩ようつる島隱漁唱三卷あり

て世小行ハなとそへありさて郡の大様ハ和名鈔九卷

ハ菊池郡城野水島辛家夜関子養山門上甘日理柏原己上九御

清正記ハ菊池郡二万六千五百八十四石八合六分寛知

集ハ菊池郡六十七村村名帳ハ六十五村肥後小鏡古城件ハ菊池郡

隈府古城從熊本六里半赤星備中守親慶法名半道隈部但

馬守菊池代々相續之由一説欣加藤傳藏同書山名件ハ菊

池郡霧越山宿峯山同書川名件ハ菊池郡菊池川延間川水

庭川水野川ハあり又地圖ハ因て極ずハ菊池郡東方

半ハ豊後國日田郡よとなり半ハ當國阿蘇郡よとなり南

方半ハ阿蘇郡半ハ託麻郡よとなり西方ハ山鹿玉名合志

三郡よとなり北方ハ山鹿郡よとなり東西南北

五六里あり東北ハ山多くして中央より西南よ至り人居

多し水ハ皆西よ流れて玉名郡ハ川ハあり又官道

の筋あり山鹿郡より阿蘇又合志郡ハいづろ道なり扶桑紀勝

五卷ハ菊池郡二万八千石あり郡中ハ菊池氏の城跡あり山上よして廣き平原の城なり堀又井など今ハ残るハ熊



本より六里東北にありて豊後國玖珠郡の南にあり其城下の町名を隈府といふ今七町あり又菊池武光が菩提寺ハ隈府南一里に在て正勸寺といふ又町より十町をり村深川村などあり此川は菊池郡あり海辺に遠し又菊池川とてあり大川なり此川は菊池郡あり云々のあり又難多し菊池川の末は高瀬川となりて海に流る高瀬川の南関よ二里熊本方ありとて九川軍記に永正の比赤星筑前守重隆と云者隈府城に居る事とあり井沢氏云肥後國菊池郡迫間と云町は黒き石は白き画あり皆武具とかけし甲冑鞍轡幕など見ゆ

○鞠智城

文徳天皇紀に二年五月令太宰府繕治大野基肆鞠智三城文徳實録十卷に天安二年閏二月丙辰肥後國言菊池郡城院兵庫鼓自鳴三代實録三十五卷に元慶三年三月十六日

肥後國菊池郡城院兵庫戸自鳴などあり此城も王制衰へ

もる比に瘞きしなりべし長瀬氏云菊池郡水野村内は今

も城院兵庫の趾ありいなり次あり城野郷なり

○城野郷

和名鈔に菊池郡城野郷あり城野ハ支奴とも支乃ともよ

む心は名義ハ古に城を造りしに因きり初て造るは

り此と其城を繕治せしめ給へる事ハ佐々軍記附録に菊

池郡城野今ハ水野と書くなりとあり則上も云る水野

村の辺古乃城野郷なり古本九品軍記一卷弘安元年菊池

とて二男孫三郎水野九郎と討ちたりとあり水野九郎

此所を領せし人なりへし或云菊池郡水野村は松尾



神社あり。元和の比、筑前國下座郡古賀村にその神と勧請  
し。木野大明神といふ。九月廿九日に祭るあり。此神痘瘡  
をよくいや給ふりしめて祈願する者多し。祈願する者  
海鰻を食せしと云。又常足り住めし里も。此神を勧請せ  
る由りて。木野殿神社と云物あり。勧請の年代ハあはれ  
其外の事ハ古賀村の木野大明神に同ト。此木野村より小  
ハ隈府より河きのうりし。水野やあはれ。其て土地  
のさま城院の跡乃事など今もこゝに委し考へてあるし。れ  
るなりし。

○水島郷

和名鈔ハ菊池郡水島郷あり。水島ハ美豆志麻とよむべし。  
名義ハ水邊の地なるに因て負せりしと聞ゆ。葦北郡水島  
件考合と  
さて菊池系圖ハ文中之比今川了俊寄来肥後之時、數月  
勵防戦之武功、於水島陳成、了俊進落之功とある也。此水島

を云なり。筑後方より隈府城に至るよし。必此水島を通る  
ことなり。水島ハ菊池川の辺にあり。故に名なり。  
水邊に因て、依々軍記附録ハ菊池郡水島郷ハ和名鈔ハ見  
負せりし。和哥よりむ處よしあはれ。になど見へあり。  
之より處なり。和哥よりむ處よしあはれ。になど見へあり。  
地圖ハ水島村ハ郡西に在り。山鹿郡よさうへり。

○辛家郷

和名鈔ハ菊池郡辛家郷あり。辛家ハ加良也と訓べさう。又  
ラハと七りむべし。日向國  
児湯郡韓家と云七あり。名義ハいさぶ考へに、唐人  
なとの来  
處より住りし。長瀬氏云。菊池郡辛家郷ハ今同郡小加惠村  
とてある。是辛家の轉きなり。む。東方在りて玉  
名郡小近し。

○夜閑郷



和名鈔子菊池郡夜間郷あり。是は印本あり。夜間ハ也。和とよむべし。日向國那珂郡も同名郷あり。長瀬氏云。菊池郡夜間郷ハ。今同郡ノ夜間村あり。是ハ常足按ずるハ。夜間と云ふ。其のなほ。今姓など。因て負せしむる。むり。されども。ヤケといふ姓ハ。そのまへ。ぬやうにかがゆ。なほ。ふべし。むり。

○子養郷

和名鈔子菊池郡子養郷あり。子養ハ古加比とよむべし。名義ハ。古小蚕を飼へり。處なるべし。託麻郡桑原郷也。あり。又飽田郡蚕養郷と云。り。長瀬氏云。菊池郡子養郷。今ハ轉じて五海村といふ。清濁を上下に轉ずる事。古七門あり。此説さしあるべし。

○山門郷

和名鈔子菊池郡山門郷あり。山門ハ也。万等とよむべし。筑國山門。夜万止。名義ハ。山形門の如くなる處など。よて負せしむるべし。地理いす。詳なり。地圖を按ずる。郡の西北に。ある事など。よ。ある事など。よ。

○上甘郷

和名鈔子菊池郡上甘郷あり。上甘いす。詳なり。に。上日の誤り。も。あ。む。上日ハ朝日と唱ふべし。能登國能阿九日など。も。あり。又相模國高座郡上甘と云。も。何れと。是。上日。誤なり。べく。覚ゆ。な。か。か。む。あ。ふ。べし。長瀬氏ハ。上甘ハ。カミアマと。よ。て。今。の。郷。元。々。と。い。は。れ。り。も。と。よ。め。の。と。か。り。さ。て。又。朝。日。と。云。村。あり。と。



今ハなきありしなり。山鹿郡の内ハ朝生野と云ふをあれど是ハ郡西ナアルを。菊池郡もそのとをかし。

○直理

和名鈔ハ菊池郡直理郷あり。直理ハ和多理と訓べし。陸奥

理和多里とあり。此外因幡國豊後國などにもあり。日と直と

改め各義ハ川などのある處にて負せしむべし。肥前風土記養父郡

直理郷件ハ昔者筑後國御井川。川渡瀬甚廣。人畜難渡。於茲

山為梶山造備船漕渡人物。長瀬氏云。菊池郡直理郷。今ハ輪

足村といふなり。常足按ずるハ地圖ハ輪足村ハ隈府町の

まど古の郷地と云ふ物いと。廣きハあれを。初ハ河のあ

其元の處ハことさまナリ。呼な

○柏原郷

和名鈔ハ菊池郡柏原郷あり。柏原ハ加之波々良と云ふべ

駿河國駿河郡柏原。加之波々良。名義ハいまふ多し。な

ら。柏原姓。人の多し。柏原郷。多し。此郷地いふを

つまびのなり。に。

○桐瀬

島隱集上卷ハ。文明庚子月舟典鑰還于肥之桐瀬。作詩一章

告別於諸公。次。厥韻壯行色。

菊水城西桐瀬濱。花時千里并萱親。故園桃李家々月。記

否湘南鷓雨春。



辛巳歲之冬。金禪人來自肥帶一封蠶尾而覽之一枝翁之手帖也。件々見示。忻慰無量。及春首。懶於畚。蓋以快使難逢也。今也有一僧而欲東歸。聊作返書為贈。副以川八句二章。

去歲僧從桐瀨到。一封書信思千般。寓居欲改今何處。行李勿勞春尚寒。石北川共嘗。嶮。海南風景獨憑欄。詩成元夕無燈火。新菜蒲條借月看。

○聖知寺

鳥隱漁唱上卷。赴聖知寺。值寰中禪師之忌齋。

山夾河流水路通。一溪修竹万株松。先師行道兒孫說。滿地天華昨夜風。

とあり。

○熊峰寺

鳥隱漁唱上卷。熊峰二水亭下。和自咲老人詩。

楓葉林峦秋一亭。客來敲戶睡初醒。相逢共說別離恨。風絮沙蓬水有萍。

汝南翁席上用同字。互和者十章云云。

禪典詩文一樣同。紫陽今不可無翁。當軒坐斷熊峰上。四海空來雙眼中。

熊峰不與衆山同。人亦風流絕世翁。一醉陶然花欲暮。起來遊戲百篇中。



戊戌元且菊府菊池郡熊峰蘭若隨例記愚齡

袈裟五十二東風洗硯題詩記客中先春娛心莫春若花

先今日一番紅

嶋隱集下卷子云云

雲繞熊峯最上層前年為客寄鳥藤曼陀方丈莊嚴雨三

世蓮閑一會僧

薩陽道中和隈部忠直公之詩

跡如雲葉去輕々何處江山祢主盟二水亭邊修竹寺再

遊有約暮年情

とあり

○聖觀寺

島隱漁唱上卷子綉春雲菊府聖觀寺

雲鎖春陰小洞房下針行々上衣裳晚來散作催花雨添

得宮人情緒長

肥後小鏡小菊池正觀寺領十二石五斗壺合五勺とあり扶

桑記勝子聖觀寺ハ菊池武光の菩提寺也隈府の南一

里子あり

○廣福寺

島隱集上卷子肥州廣福精舎山号紫陽齋典藏者其地人也

適隨自咲禪光而遊于薩陽之地一日訪予於海涯袖出二十



八顆明珠。蓋我友專岳翁送公行色之一篇也。把翫之餘，漫次其韻，且謝來儀。

○紫陽名刹素聞人，海外秋風吹客身。親炙二翁知幾日，書囊無底雅談新。

○溫泉

島隱集中卷下，本上人与予同居兩三歲，今也甲辰春，孟東赴肥陽溫泉之灵區，且探江山於六國之間，壯哉此遊也。不可挽而留焉，仍作野詩二章以馮老懷云。溫泉春似高陽寺，躑躅花開紅滿山。

○姑蘓

島隱集中卷下，教徒宗琦公者長門人也，嘗避亂於本州，而寓跡于肥陽姑蘓之勝境，上人咸工於歌詠，然得公以為其首選焉。佳有佳句，騷客傳之，故聲名藉尔，去載之秋，悅知藏來自肥，袖其贈行，詳一篇，而與予覽之，氣韻玲瓏，頗有作者之風，致可與言詩已矣。况與公有同鄉之好，寔可不想耶。仍次韻以付飛廉之便。

○一出長門經幾年，姑蘓寓地白雲邊。歌詩共有驚人句，吟斷春花秋月天。



○日輪寺  
島隱集中卷小送禧公典藏故肥陽日輪寺

遠遊無似壯年時。三國風烟鬢未絲。山迎鹿門故去地。鹿  
肥後小鏡山鹿日輪寺領三石八斗四。此外山十二步  
余之所。日輪寺山鹿郡杉村子在禪宗寺。寺產十石  
有大寺。寺西向。寺

○栖霞菴

島隱集下卷小去歲之冬有客自肥來寄官書一道訪予於島

陰節菴予時留在予日列而不與客昏會焉及春首故菴之日  
客復來懷其書而授予曰菊府隈部閣下之所投贈也薰而讀  
之所以答於前書而責以五六年來閱音問之慢也罪實在我  
不得免焉書尾亦洒玉唾一章詞高格老寔使人吟玩不已耳  
於是拳四七字各冠篇首以綴里語聊仰貴國之仁風且述今  
昔之昇懷者二十八章謹呈閣下蓋勞多言者謝怠慢之萬一  
也云云

天遺我友一枝翁。栖碧老人情義同。桐瀨潮應菊潭水。往  
來繫否月中蓬。一枝翁寓高瀨栖碧菴有菊府



○熊峯

島隱集中卷子。熊峯恬知藏奉國命來于薩陽。傍帶一言授予。披而覽之。乃統州閭下之子教也。載以厥適子重治戰死之事。一辭不出於私而殆似快足其平日者。噫。非重義之大丈夫。何如此耶。予在海。不能趨予。作是詩以述哀悼之忱云。

九一一人往敵萬人豪。死在義中輔似毛。苦嶽連天九列外。美不辭名今古屋山高。

薩陽城解后于熊峯。恬知藏一話未了。千里告飯竟及。分手出詩需和。蓋其社友壯南行之佳篇也。不克默止。卒次韻云云。

亂日良多治日稀。梧桐無復鳳栖依。于戈早晚太山枕。高

卧熊峰掛衲衣。

○麻山

島隱集上卷子。送叢侍者之歸親麻山。

客裡春殘花竹寺。離亭哦句送君行。數椽沙馭孤村暮。一策風帆半日程。若使天心感純孝。寧無家信報安平。麻姑山下長生藥。瑤草香甘風露清。

○隈部公

島隱集上卷子。總管府隈部公辱賜一領之禦冬衣。北段至精



南地所重潔如香羅之疊雪。温似青綾裏春。諒非夫蕪章二天  
相比者。何以及范叔一寒如此哉。光被惟夥。感服不已。謹賦小  
詩呈鈴閣下。

色與香羅疊雪同。温存拜賜白頭翁。滿天霜月僧床夜。身  
在春風仁愛中。

島隱集中卷子。菊府限部公有送學雪詩。伯西行詩曰。寄言方  
外旧相識。一錫先君在薩陽。予掌受閣下之知。倍于恒。一別以  
來。居遐荒之地。而違再覲之期。今也歷五秋。螢有來自閣下者。  
必告以言之。及于予。是以予亦馳心惓々。寅昏不克。茂于懷。况  
今珠玉餘潤。華袞粲然。何可取默。耶。仍次高韻者一首。托學雪

肥之行在。迺予說了不亦幸乎。

佳菊庭前花吐黃。官家想見好風光。五年一別悲秋客。立

登朝陽與夕陽。

島隱集下卷子。去歲之冬。有客自肥來。齎官書一通。訪予於島  
陰。節菴予時留在乎。日別而不與客晉會焉。及春首。旣庵之日。  
客復來。懷其書而授予。曰。菊府限部閣下之所投贈也。薰而讀  
之。所以答於前書而責以五六年來。闕音問之慢也。罪實在我。  
不得免焉。書尾亦洒玉唾一章。詞高格老。寔使人吟玩不已。耳  
於是。舉四七字。各冠篇首。以綴里語。聊仰貴國之仁風。且述今  
昔之卑懷者。二十八章。謹呈閣下。蓋勞考言者。謝怠慢之萬一。



也。六國江山昔一遊。忘身到處謁公侯。家多裘馬諸君子。多  
不啻胸中藏六經。頭然德望主山青。世間至樂逍遙藥。竹  
予綴里語。呈總州刺史隈部公。公即洒珠玉而見酬也。於是予  
厥令子幸旭鳳毛和亦有賜厥詞翰之妙。雖曰老手莫以逾焉  
所推望者。每夕有此真耶時。夕有此作耶。楓葉寒山之古寺。梅  
花雪月之官衙。一往一來子也。從支子筆硯予亦効其擊者也。

仍用前之韻作三絕句。初以祝雲路之蜚騰餘以述客中之思  
懷云。

白晝讀書清夜同。能詩可不讓爺翁。少年風采鳳凰戩。上  
下祥雲五色中。

淡生涯客水雲同。自覺忘機如海翁。一夜蕭々風打葉。愁  
心疑而旅窓中。

異御心足故鄉同。是處溪山稱一翁。定有與君相約夜。梅  
籬欲雪月明中。

源武負公







氏為秀公和予之漫韻以二十八顆之明珠何賜過之耶而猶  
拘不滿之心於拜賜之地何也茲聞若公之令子者誠是一鄉  
之所艷望實為少年之玉色也其友以槩齊稱之殆有大雅之  
遺韻者乎予未獲傾耳於厥雅談以為恨矣故因嗣宗之言漫  
裁一篇以寄官閣之下蓋野客一時之狂語聊戲之耳

少年俊秀古誰同最愛阿戎勝阿翁玉塵清談何夜月琴  
齋其下畫屏中

○重負公  
島隱集上卷子和藤氏重負公公禪悅為遊故語及之

豈是高標與俗同禪林風月扣師翁千言萬語波心只不  
出毘耶一點中  
跡似烟波張子同海西何地稱漁翁名藍佳境暫時客送  
春香花雪月中

○明星公  
島隱集上卷子藤氏明星公賜和壯語耐健人所期望者弥有  
新詩百篇之妙克飛騰乎翰墨場中則必不負李長庚之佳名  
者乎勉之哉

文采明之星斗同長庚古化謫仙翁期君一醉百篇玉雲



雨飛龍翰墨中。

○忠直公

島隱集中卷下薩陽道中和隈部忠直公之詩。

万里風波一葉輕。白鷗面熟旧時盟。作詩欲報高官賜。細

雨疎雨愜是情。

一士千金義不輕。白蓮憶結社中盟。風生玉壘清談夕。官

為愛僧傾道情。

島隱集中卷下文明戊甲寄題藤氏忠康公半醉齋。

酌酹何容丞相茵。座間無復獨醒人。有花有月每乘興。半

太平醉樂心千歲春。

○政秀公

薩州伊城之處守也。委シクハ伊集院ノ件ニ引ルヲ考フ

島隱集中卷下擊節藤氏政秀公加正之新調云。

一士才高列國賢。巧歌新調賀新年。山東乞降太平計。人

座春風醉綺筵。

島隱集中卷下次韻代藤氏政秀公二首。

肥陽年少好風流。回首望邊三五州。月落潮平沙戶久。思

人憶我座孤舟。

去歲東行繫纜時。身如倦鳥借禪枝。法筵再會知何日。君



不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

不云来我蹈期。

太宰管仲志 肥後之二









